

第1条(目的)

岐阜県学校生活協同組合員証規約(以下本規約という)は、岐阜県学校生活協同組合(以下当組合という)が発行する組合員証(提携組合員証(GTCメンバーズカード)・非提携組合員証)の取扱について定めます。

第2条(提携組合員証の発行)

- 組合員には、当組合が株式会社十六カード(以下十六カードという)と提携し発行する組合員証(GTCメンバーズカード、以下組合員証という)または、十六カードと提携しない組合員証(以下非提携組合員証という)を貸与します。
- 以下14条までの規定は、組合員証の規定とし、非提携組合員証については、第16条以降に別途定めます。
- 組合員は、本規約及び個人会員規約を承認の上、当組合及び十六カードあてに申し込むものとします。

第3条(組合員証の所有権と占有移転の禁止)

- 組合員は当組合より提携組合員証を貸与された時は、ただちにその署名欄に組合員自身の署名をしなければなりません。
- 提携組合員証の利用は、組合員証に氏名が印字された組合員に限り利用でき、他の者に利用させることはできません。
- 提携組合員証の所有権は、当組合及び十六カードにあり、組合員証を他人に譲渡・貸与または質入、その他担保に提供するなど提携組合員証の占有を第三者に移転することは一切できません。
- 前各項いずれかに違反して提携組合員証が利用された場合、その組合員証の利用代金については、すべて組合員がその支払いの責を負うものとします。

第4条(年会費の免除)

組合員は個人会員規約第22条に定める年会費の支払いを免除されます。

第5条(提携組合員証の利用方法)

- 組合員は、当組合の指定店(十六カード加盟店・VISA加盟店の有無を問わず当組合の指定商社、以下指定店という)及び十六カード加盟店またはVISA加盟店(以下十六カード加盟店という)に提携組合員証を提示し、所定の供給伝票・売上票などに本人が署名を行うことによって、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。
- 指定店または十六カード加盟店における物品の購入ならびに受けたサービスに関する紛議は、組合員と指定店または十六カード加盟店において解決するものとし、当組合および十六カードは一切その責任を負いません。
- 十六カード加盟店での提携組合員証の利用については、個人会員規約によるものとします。

第6条(提携組合員証の利用限度)

提携組合員証の指定店および十六カード加盟店での月間利用限度額は100万円とします。但し、利用の際指定店および十六カード加盟店を通じて当組合および十六カードの承認を得た場合は、この限度を超えて利用することができます。

第7条(提携組合員証の代金決済方法)

- 指定店での利用代金は、教職員事務センターからの請求明細にもとづいて支払いをしていただきます。
- 指定店以外の十六カード加盟店でのショッピング利用代金ならびにキャッシングサービスおよびカードローンの融資金は、個人会員規約に定めた支払い方法により、指定預金口座から口座振替によりお支払いいただきます。
- 代金の支払日に万一支払いできない場合は、別途当組合または十六カードの定める方法によりお支払いいただきます。

第 8 条(データおよび情報の管理)

提携組合員証を貸与された組合員のデータおよび情報についての管理は、当組合と十六カード双方によって責任をもって管理します。

第 9 条(提携組合員証の利用、貸与の禁止、法的措置など)

1. 組合員が支払いを怠るなど本規約に違反した場合、当組合または十六カードは次の措置をとることができます。

(1) 提携組合員証の利用の停止

(2) 提携組合員証の返却

(3) 指定店または十六カード加盟店に対する当該組合員証の無効通知

(4) 当組合または十六カードが必要と認めた法的措置

2. 前項各号の措置は、指定店または十六カード加盟店を通じて行われるほか、当組合または十六カードの指定の方法によって行われます。

3. 当組合または十六カードが取り立てに要した費用ならびに法的措置に要した費用は、脱退後といえどもすべて本人の負担とします。

第 10 条(組合員証の紛失、盗難事故の責任と免責)

1. 組合員が提携組合員証を紛失し、または盗難にあった場合、すみやかに次の手続きをとっていただきます。なお当組合または十六カードへの連絡、諸手続きを放置し、他人の不正使用が発生した場合、その代金の支払いは組合員の責任となります。

(1) 十六カードへの届出

(2) 最寄りの警察署への届出

2. 第1項の諸手続きをとった組合員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当組合または十六カードが全額補填します。

(1) 組合員、組合員の家族、同居人の故意または重大な過失に起因する場合

(2) 当組合または十六カードが、紛失・盗難の通知を受理した日からさかのぼって61日以前に生じた不正使用の場合

(3) 本規約に違反している状況において紛失・盗難が生じた場合

3. 提携組合員証は、当組合または十六カードが認めた場合に限り再発行します。この場合再発行手数料は十六カードの規定によるものとします。

第 11 条(提携組合員証の有効期限)

1. 提携組合員証の有効期限は、当組合または十六カードが指定するものとし、提携組合員証の表面に西暦で月・年の順に記載し、その月の末日までとします。

2. 提携組合員証の有効期限が到来する場合、当組合または十六カードが不適当と判断する場合を除き、引き続き新しい提携組合員証を送付します。

第 12 条(変更事項の届出)

組合員は、氏名・住所等組合への届出事項に変更のあった場合は、当組合へ連絡していただきます。

第 13 条(学校生協からの脱退)

組合員は、当組合から脱退するときは、所定の届出書に提携組合員証を添付して当組合または十六カードあてに提出するものとします。

第 14 条(規約の変更)

本規約の変更が生じた場合、当組合の Web ページなどで告知します。告知後に提携組合員証を利用された場合は、変更事項または新規約を承認したものとみなします。

第15条(十六カード家族会員の取扱)

1. 家族会員は十六カードの規定による範囲とし、申し込みに対し当組合と十六カードが承認した場合に組合員同様の提携組合員証を発行します。
2. 家族会員も当規約第1~14条の組合員と同じ扱いをします。
3. 家族会員の個人情報も組合員と同じ扱いをします。

第16条(非提携組合員証の発行)

1. 非提携組合員証は、組合員のみ発行します。(家族会員に対する発行はしません。)
2. 組合員は、本規約を承認の上、当組合あてに申し込むものとします。

第17条(非提携組合員証の所有権と占有移転の禁止)

1. 組合員は当組合より非提携組合員証を貸与された時は、ただちにその署名欄に組合員自身の署名をしなければなりません。
2. 非提携組合員証の利用は、組合員証に氏名が印字された組合員に限り利用でき、他の者に利用させることはできません。
3. 非提携組合員証の所有権は、当組合にあり、非提携組合員証を他人に譲渡・貸与または質入、その他担保に提供するなど非提携組合員証の占有を第三者に移転することは一切できません。
4. 前各項いずれかに違反して非提携組合員証が利用された場合、その非提携組合員証の利用代金については、すべて組合員がその支払いの責を負うものとします。

第18条(非提携組合員証の年会費の免除)

組合員は非提携組合員証の年会費の支払いを免除されます。

第19条(非提携組合員証の利用方法)

1. 組合員は、当組合の指定店(当組合の指定商社、以下指定店という)に非提携組合員証を提示し、所定の供給伝票・売上票などに本人が署名を行うことによって、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。
2. 指定店における物品の購入ならびに受けたサービスに関する紛議は、組合員と指定店において解決するものとし、当組合および十六カードは一切その責任を負いません。

第20条(非提携組合員証の利用限度)

組合員証の指定店での月間利用限度額は100万円とします。但し、利用の際指定店を通じて当組合の承認を得た場合は、この限度を超えて利用することができます。

第21条(非提携組合員証の代金決済方法)

指定店での利用代金は、教職員事務センターからの請求明細にもとづいて支払いをしていただきます。代金の支払日に万一支払いできない場合は、別途当組合の定める方法によりお支払いいただきます。

第22条(非提携組合員証のデータおよび情報の管理)

非提携組合員証を貸与された組合員のデータおよび情報についての管理は、当組合によって責任をもって管理します。

第23条(非提携組合員証の利用、貸与の禁止、法的措置など)

1. 組合員が非提携組合員証利用による支払いを怠るなど本規約に違反した場合、当組合は次の措置をとることができます。
 - (1)非提携組合員証の利用の停止
 - (2)非提携組合員証の返却
 - (3)指定店に対する当該組合員証の無効通知
 - (4)当組合が必要と認めた法的措置

2. 前項各号の措置は、指定店を通じて行われるほか、当組合の指定の方法によって行われます。
3. 当組合が取り立てに要した費用ならびに法的措置に要した費用は、脱退後といえどもすべて本人の負担とします。

第 24 条(非提携組合員証の紛失、盗難事故の責任と免責)

1. 組合員が非提携組合員証を紛失し、または盗難にあった場合、すみやかに次の手続きをとっていただきます。
なお当組合への連絡、諸手続きを放置し、他人の不正使用が発生した場合、その代金の支払いは組合員の責任となります。最寄りの警察署への届出。
2. 第1項の諸手続きをとった組合員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当組合が全額補填します。
 - (1)組合員、組合員の家族、同居人の故意または重大な過失に起因する場合
 - (2)当組合が、紛失・盗難の通知を受理した日以前に生じた不正使用の場合
 - (3)本規約に違反している状況において紛失・盗難が生じた場合
3. 非提携組合員証は、当組合が認めた場合に限り再発行します。